

**射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務委託の受注候補者を公募型プロポーザルにより選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）業務の名称

射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務

（２）概算業務価格

金 6,300,000円

※ 本業務の契約締結に係る上限額（消費税・地方消費税を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途作成します。

（３）業務期間

契約締結日から平成30年3月27日（火）まで

（４）業務目的

射水市全域を対象とし、市街地の形状・配置、人口動態など射水市のまちづくり上の課題を的確に捉え、本市をとりまく社会経済の動向などの将来見通しを踏まえつつ、総合計画で示した「機能的で調和のとれた土地利用」を実現するため、下記の主な着眼点から「都市計画マスタープラン」の改定及び「立地適正化計画」の策定可否検討に向け、各種データを用いて都市構造の分析・評価に関する基礎調査等を行うことを目的とする。

（５）都市計画マスタープラン改定の主な着眼点

- ・人口減少（成熟）社会における都市の持続性
- ・交通弱者にやさしい都市像
- ・多様な雇用機会の創出
- ・交流・賑わい拠点の創出
- ・教育、医療、福祉等の各種施策との連携
- ・市街地、農村部、双方の均衡ある活力維持
- ・自然、歴史、文化、景観を活かしたまちづくり

（６）業務内容

業務内容は次のとおりとする。詳細は射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務に係る公募型プロポーザル技術提案書作成要領による。

- ・関連する計画や他部局の施設等に関する整理
- ・基礎データの収集と都市の現状把握
- ・アンケート調査等による住民の意向の把握、分析

- ・人口の将来見通しに関する分析
- ・関係課及び機関へのヒアリング
- ・現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題の分析
- ・現行の都市計画マスタープランの評価・解析
- ・目指すべき都市像の検討
- ・課題整理と解決策の検討
- ・地域毎の地域像や実施されるべき施策等の検討
- ・立地適正化計画策定の可否の検討

3 参加資格

技術提案に応募する者は、以下の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (5) 参加表明書を提出する時点において、射水市競争入札参加資格者名簿の業種区分「土木コンサルタント」若しくは「建築コンサルタント」に登載されている者であること。
- (6) 富山県建設工事等指名停止要領又は射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

4 参加表明・技術提案等の手続

(1) 関係書類の配布

射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領等関係書類の配布は、平成29年5月29日（月）から平成29年6月8日（木）までの間、事務局において、これを行う。なお、本実施要領は、射水市のホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 参加表明書等の提出

技術提案に応募する者は、以下の要領で参加表明書（様式 1）及び参加資格誓約書（様式 2）を提出すること。

① 提出期限

平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 8 日（木）（閉庁日除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間

② 提出場所

射水市都市整備部都市計画課

〒939-0292 射水市小島 703 番地

② 提出方法

持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留とし、受付期限必着とする。）で提出すること。

(3) 質問の受付及び回答

技術提案に関する質問については、以下の要領で受付及び回答を行う。

① 受付期間

平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 8 日（木）（閉庁日除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間

② 提出場所

射水市都市整備部都市計画課

〒939-0292 射水市小島 703 番地

FAX 0766-51-6680

E メール toshi@city.imizu.lg.jp

③ 提出方法

質問書（様式 3）に質問事項を記載の上、持参、郵送、FAX、E メールいずれかにより提出のこと。（郵送の場合は、平成 29 年 6 月 8 日（木）必着）

④ 質問事項に対する回答

質問に対する回答は、随時、ホームページで公開する。最終的な回答は、平成 29 年 6 月 15 日（木）までに、参加表明書を提出した全ての事業者に E メール等で回答する。なお、質問の内容によっては、回答が示されない場合もあることから留意すること。

(4) 技術提案書等の提出

技術提案に応募する事業者は、以下の要領で提案書類等を提出すること。

① 提出期限

平成 29 年 6 月 8 日（木）から平成 29 年 6 月 22 日（木）（閉庁日除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間

② 提出場所

射水市都市整備部都市計画課

〒939-0292 射水市小島 703 番地

③ 提出方法

持参又は郵送（一般書留若しくは簡易書留とし、受付期限必着とする。）で提出すること。

④ 提出書類

提出書類は次のとおりとする。なお、技術提案書については、射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書作成要領に従い作成する。

【提出書類】

- ・ 会社概要書（様式4） 7部
- ・ 業務実施体制表（様式5） 7部
- ・ 予定業務担当者調書（様式6） 7部
- ・ 技術提案書（様式7） 7部
- ・ 業務工程表（様式任意） 7部
- ・ 参考見積書（様式任意） 1部

（5）事務局

技術提案の実施に係る事務は、次においてこれを行う。

- ・ 郵便番号及び所在地
〒939-0292 射水市小島 703 番地
- ・ 担当部局
射水市都市整備部都市計画課
- ・ 電話番号
0766-51-6680（直通）
- ・ FAX 番号
0766-51-6693
- ・ 電子メールアドレス
toshi@city.imizu.lg.jp
- ・ 射水市ホームページアドレス
<http://www.city.imizu.toyama.jp/>

（6）留意事項

- ① 業務実績調書は、平成 19 年度以降の官公庁からの受注実績のうち、本業務と同種業務（市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画など）、もしくは類似業務（総合計画、都市交通に関する計画、中心市街地活性化基本計画など）を記入すること。
- ② 業務実施体制表（様式5）は、管理技術者を1名、主任技術者を1名以上配置し、主任技術者は全員分を記入すること。管理技術者と主任技術者を兼ねることはで

きないので注意すること。

- ③ 予定業務担当者調書（様式6）は、管理技術者と主任技術者全員分について記入すること（1人1枚）。業務経歴は、平成19年度以降の官公庁からの受注実績のうち、本業務と類似する業務（都市計画業務など）を記入すること。従事業務は、従事中の主な業務について記載すること。
- ④ 業務工程表は、契約期間における業務工程表を記載すること。
- ⑤ 参考見積書は、都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務（平成29年度）、都市計画マスタープラン改定支援業務（平成30～31年度予定）、立地適正化計画策定支援業務（平成30年度から予定）の内容の3案を提出すること。
- ⑥ 参考見積書は、積算根拠、内訳が分かるように可能な限り詳細に記載すること。提出の際は押印の上で提出すること。また、参考見積書の金額のうち平成29年度分について、本業務の概算業務価格を上回っている場合は選定対象とならないこと、受注候補者として選定された場合も参考見積書の金額がそのまま契約額となるわけではないことに留意すること。

5 受注候補者の選定

受注候補者は、以下の要領で選定する。

（1）受注候補者選定審査の実施

本市職員及び都市計画審議会委員の計5名で構成する選定審査会で、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、点数の合計が最も高い提案者を受注候補者として決定する。また、応募者多数となった場合、書類審査を行うこととする。

なお、点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、参考見積書の金額の低いほうの提案者を受注候補者とする。それでも差がつかない場合は、くじ引きとする。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

プレゼンテーション及びヒアリングは6月下旬に実施することとし、実施日決定後、応募者へ通知する。プレゼンテーション及びヒアリングの実施及び審査並びに選定に関する事項は、射水市都市計画マスタープラン改定（事前調査）支援業務に係る公募型プロポーザルプレゼンテーション実施要領のとおり。

（3）実施結果の通知等

審査の結果は、審査終了後にプレゼンテーションへの参加者全員に書面で通知する。

6 契約手続

受注候補者と本市の間で随意契約を締結することを原則とする。但し、受注候補者が応募資格を満たさないと判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果が次点の者を受注候補者とする。

なお、契約にあたっては、提案内容（参考見積書の金額を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので、留意すること。

7 失格事項

応募者が参加表明書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 技術提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止処分を受けたとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者であることが発覚したとき。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされたとき。
- (5) 選定審査会の委員に連絡を求めるなど、審査の公平性を害する行為があったと認められる場合。

8 その他

- (1) 業務実施体制表に記載した本業務に従事する担当者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない場合であって、前の担当者と同等以上の業務遂行能力を有することを示したうえで射水市の了解を得た場合は、この限りではない。
- (2) 提出された書類の全ての作成、提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 書類提出後の内容の変更は、原則、認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案等を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して射水市入札参加資格停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

9 問合せ先

射水市都市整備部都市計画課

〒939-0292 射水市小島 703 番地

TEL 0766-51-6680（直通）

FAX 0766-51-6693

E-Mail toshi@city.imizu.lg.jp

担当者：中波、山村